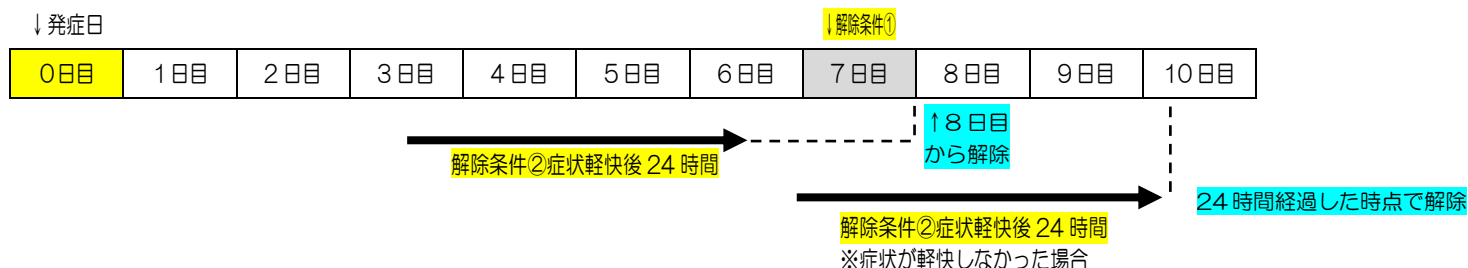


**①有症状陽性者の退院基準・療養解除基準**・・・現状：保健所または医師が判断(感染症法上は都道府県知事)

【新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて】(令和4年9月8日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)に基づく

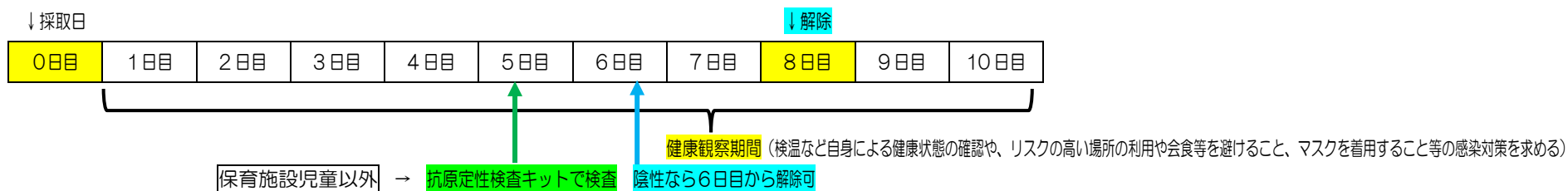
＝ 発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合



**②無症状陽性者の療養解除基準**・・・現状：保健所または医師が判断(感染症法上は都道府県知事)

【新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて】(令和4年9月8日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)に基づく

＝ 検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。また、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。



9/8付の国の事務連絡では、『5日目の抗原定性検査キットによる検査で陰性を確認した場合に、6日目に解除が可能』とされていますが、保育施設の乳幼児については・・・『保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて(第十八報)(令和4年9月13日現在)問3-4』において、『乳幼児については抗原定性検査キットを用いることは想定していないため、この意味において乳幼児は、引き続き7日間の待機となるものと考えています。』と記載されており、**保護者が期間短縮で6日目の復帰が可能でも子どもは8日目まで保育施設に復帰できないこと**になります。

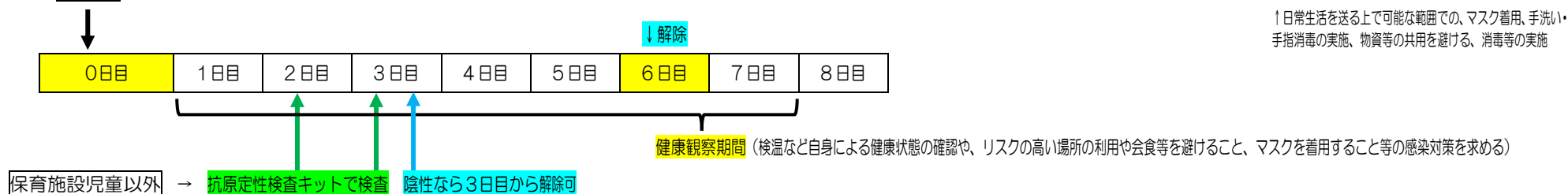
新型コロナウイルス陽性者療養期間・濃厚接触者自宅待機期間についてのとりまとめ（R04.09.13.Ver7-2）やまだい福祉会作成  
間違っていたらお詫び申し上げます。

**③濃厚接触者の自宅待機期間**・・・自治体毎にあらかじめ感染者が発生した場合の積極的疫学調査の実施や濃厚接触者の特定に関する方針を決定しておくことが望ましい

【B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（令和4年3月16日付、令和4年7月30日一部改正厚生労働省事務連絡）】に基づく

＝ 最終曝露日（陽性者との接触等）から5日間（6日目解除）とする。

**最終曝露日**：有症状陽性者の症状発症日の二日前または無症状陽性者の検体採取日の二日前以降で最終接触した日。同居者に陽性者がいる場合は、陽性者の発症日（陽性者が無症状の場合は検体採取日）又は陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方。



令和4年3月濃厚接触者関連事務連絡において、同居者に陽性者がいる場合でも抗原定性検査キットにより3日目解除が可能となりましたが、保育施設の乳幼児については・・・『保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&A について（第十七報）（令和4年7月26日現在）問3-1』において、『乳幼児については抗原定性検査キットを用いることは想定していないため、この意味において乳幼児は5日間の待機となるものと考えています。』と記載されており、保護者が期間短縮で3日目の復帰が可能でも子どもは6日目まで保育施設に復帰できないことになります。

保育所等においては、外部からの応援職員等の確保が困難な施設に限り、利用児童に必要な保育や教育等が提供されるための緊急的な対応として、濃厚接触者となった保育所等の職員が、一定の要件等を満たす場合に、保育に従事できる取扱いも設けられています。